

10. 港湾運送関連事業料金

(1) 船積貨物固定区画料

平成7年12月1日実施
九州港湾関連事業協会
TEL 331-1585

I 適用範囲

この船積貨物固定区画料金は船積貨物の固定区画作業を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

品 目	セキユアリング	作 業 標 準
コンテナ	1個につき 3,231～3,262 円	ラッシング及びショアリング
ノックダウン自動車	1トンにつき 249～251 円	ラッシング及びショアリング
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）	〃 422～426 円	ラッシング及びショアリング
機械類（1個当り5トン以上のもの）	〃 330～333 円	ラッシング及びショアリング
一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）	〃 212～214 円	ラッシング及びショアリング
鋼管・コイル（口径12インチ以上のもの）	〃 267～269 円	ラッシング及びショアリング
小型車輛	1台につき 1,185～1,196 円	ロープ又はゲージワイヤーによる4点ラッシング

(注) 上記基本料金はチェンソー、オイルカッターの使用料を含みます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ① ラッシング作業は、ロープ、ワイヤー、帯鉄、ゲージワイヤー、鎖等を使用して貨物を固縛し、位置を固定する作業とします。
- ② ショアリング作業は、木材又はパイプ等を使用して貨物の位置を固定し、又区画する作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に記載の貨物と類似した作業内容（作業方法、取扱量、人員等）の貨物の料金を適用します。

又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

昼 間 (8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき (6人)	23,263～23,483円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき (6人)	36,187～36,530円

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（6人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

昼 間 (8時30分から16時30分まで)	1口につき（6人）	184,553～186,298円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	1口につき（6人）	184,553～186,298円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配取消の場合

① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。

② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（6 人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. コンテナ内貨物固定作業料金

コンテナ内に積付ける船積貨物を固定する作業料金は、次の通りとします。

（1 個につき 単位円）

区 分	1 口の作業員数	20 フィート型	40 フィート型
ドライコンテナ	2 人	8,018～8,094 円	12,027～12,141 円
フラットコンテナ	2 人	12,871～12,993 円	19,307～19,490 円

（注）当該作業において、前項に掲げる 2. の割増料金、3. の待機料金、及び 4. の最低料金が発生した場合は、それぞれ該当する料金を準用します。

6. 分担金等

品 目	港湾福利分担金	港労法関係付加金	労働安定基金
コンテナ（1 個につき）	11 円 20 銭	6 円 18 銭	9 円 80 銭
ノックダウン自動車 雑貨類・機械類・鋼材類（1 トンにつき）	1 円 36 銭	75 銭	1 円 19 銭
小型車輛（1 台につき）	4 円 48 銭	2 円 47 銭	3 円 92 銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

9. その他

- (1) 閉鎖ハッチ内、高所、狭い箇所等の作業環境において、特に困難が伴う作業については基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 汚損の甚だしい貨物等の作業及び特殊船の作業、防波堤外作業、荒雨・雪天時作業等の場合は基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (3) 高価品の明示ある貨物、動物類、危険品等の作業及び委託者の特別な要求による作業については、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- (5) 通船又は特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (6) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。